

電気通信大学社会連携センターに置く室に係る規程

平成26年 5月21日

改正

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学社会連携センター規程第4条第2項の規定に基づき、電気通信大学社会連携センターに置く室の組織及び運営について定めるものとする。

(業務)

第2条 室の業務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会連携企画室 地方自治体及び近隣大学等との連携企画
- (2) 地域学習推進室 生涯学習の推進及び支援
- (3) 青少年科学教育推進室 青少年に対する科学教育の推進
- (4) ボランティア推進室 ボランティア・マッチング支援及びボランティア活動の推進

(組織)

第3条 室は、それぞれ次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員
- (3) その他センター長が必要と認めた者

(室長及び室員)

第4条 室長は、社会連携スタッフのうちから、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

- 2 室長は、室の業務を統括するとともに、センター長を補佐する。
- 3 社会連携スタッフは、室員としていずれか又は複数の室に所属するものとする。

(事務)

第5条 室に関する事務は、学術国際部研究推進課が行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。